

<物 件>

高規格救急自動車(三春町、三浦) 仕様書

1	物件名称	高規格救急自動車(三春町、三浦)
2	品質・形状・寸法 又は型式	別添仕様書のとおり
3	グリーン物品の指 定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	2台
5	納入期限	平成31年3月18日(月)
6	納入場所	横須賀市消防総合訓練センター(横須賀市長瀬3丁目4番1号)
7	特記事項	納入後、旧車両及び別表に記載する資器材と同等のものを引取り処分すること。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納車後、請求により一括払い
10	その他事項	・落札価格には購入車両の新規登録申請等にかかる手続き及び費用負担を含む。 ・自賠責保険料、重量税、購入車両の自動車リサイクル法にかかる費用は別途支給する。 ・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市消防局 警防課 車両整備係 河村(046-821-6506)

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

平成 30 年度
高規格救急自動車 仕様書

横須賀市消防局

第1 総 則

この仕様書は、横須賀市（以下「本市」という。）が購入し、中央消防署三春町出張所及び三浦消防署に配置する計2台の高規格救急自動車（以下「本車両」という。）について必要な事項を定める。不明な点は本市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。また、契約後に生じた疑義は、本市の解釈に従うものとする。なお、別表については車両1台分を記載する。

第2 規 格

本車両は、本仕様書に定めるところによるほか、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準及びその他関係法令の規格に適合し、かつ緊急自動車として承認が得られるものであること。

第3 仕様打合せ

受注者は、契約締結後1か月以内に仕様内容等について本市と打合せを行い、打合せ終了後1週間以内にその打合せ内容の確認書を提出すること。

第4 提出書類

- 1 受注者は、契約後5日以内に次にあげる書類を本市へ提出すること。
 - (1) 契約内訳書
 - (2) 製作工程（予定）表

- 2 受注者は上記確認書の提出後、2か月以内に次に掲げる承認図書を提出し、承認を得てから製作に着手すること。

製本（A4版ファイル、目次・インデックス付）	1部
------------------------	----

 - (1) 製作工程表
 - (2) 承認図
 - (3) 特殊装備部分の電気配線図
 - (4) 消費電力一覧表
 - (5) その他本市が必要と認めたもの

- 3 受注者は、納車検査日の3日前までに次に掲げる完成図書を作成し、本市へ提出すること。

製本（A4版ファイル、目次・インデックス付）	各2部
電子媒体（1つの電子媒体に記録）	各1部

 - (1) 本車両仕様書
 - (2) 完成図
 - (3) 外観4面カラー写真
 - (4) 改造概要等を証明する書面
 - (5) 車検証の写し

- (6) リサイクル券の写し
- (7) 車庫証明の写し
- (8) 自動車損害賠償責任保険証明証の写し
- (9) 排出ガス・燃費基準等ステッカーの写し
- (10) 自動車台帳（本市が指定する様式）
- (11) ETCセットアップの写し
- (12) 本車両取扱説明書（※製本のみ）
- (13) 車両及び積載資器材の保証書等
- (14) その他本市が指示するもの

第5 検査及び受領並びに保証

1 検査申請

検査日の2週間前までに検査日及び検査場所を明記した書面で本市に申請すること。

2 中間検査

ぎ装途中に実施するものとし、検査時期については別途指示する。

3 納入検査

本市検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

4 受領

納入検査の実施後、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。

5 保証

納入後1年以上とし、保証書を提出すること。また、設計・製作・塗装・材質・部品等の不良により起因する不都合の発生については、保証期間後であっても受注者において無償により是正修復すること。なお、特許その他の利権上において、問題が発生した場合にはその責任を負うこと。

6 技術指導

納入者は本市が別に指示するとおり、本車両、ぎ装装備品等の取扱いについて技術指導を行うこと。

第6 納 入

本市が別に購入する資器材を納品する直前に当該車両に積載し、医療用資器材販売業者が同行したうえで、当該車両と資器材を一括して納入すること。

1 場 所

横須賀市消防総合訓練センター（横須賀市長瀬3丁目4番1号）

2 期 限

平成31年3月18日（月）

第7 登録手続き等

車両の新規登録及び抹消登録に関する一切の経費については、受注者が負担する。ただし、本車両にかかる自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法にかかわる経費は、本市が負担する。

第8 引取り・解体処分

受注者は下記のとおり、車両及び別表1から4までに記載する車両取付け品と同等のものを引取り・解体処分すること。

1 処分方法

（1）車両関係

ア 緊急自動車として再利用、再登録できない状態にすること。

イ 全ての赤色警光灯類（サイレンアンプも含む）を取外し再利用ができない状態にすること。

ウ 記入文字の全てを完全に消すこと（色付スプレー等で塗装処理は不可）。

エ その他に本市が指示する必要事項。

オ 上記アからエまでの作業実施後、4面カラー写真及び神奈川運輸支局長が発行する解体が行われたことの証明書（登録事項等証明書等）を提出すること。

（2）装備品関係

ア 転売及び再利用ができないよう、適正に処分すること。

イ その他本市が指示する必要事項。

2 引渡し予定車両

引渡し予定車両は1台とし概要は契約後に通知する。車検証の写しが必要な場合は、担当者に連絡すること。なお、他車両の状況等により引渡し予定車両が変更になる場合は、速やかに受注者へ通知する。

第9 車 両

本市が購入する本車両の主要諸元は、次のとおりとする。

- 1 購入台数
2台
- 2 駆動方式
四輪駆動
- 3 変速装置
オートマチック方式
- 4 使用燃料
ガソリン
- 5 定 員
7名以上
- 6 完成車両寸法
 - (1) 全 長 5,670mm 以下
 - (2) 全 幅 1,930mm 以下
 - (3) 全 高 2,550mm 以下
- 7 患者室内寸法
 - (1) 室内長 3,215mm 以上
 - (2) 室内幅 1,660mm 以上
 - (3) 室内高 1,850mm 以上
- 8 装 備 品 (※各別表は車両1台分)
別表1のとおり
- 9 ぎ装、取付け品及び取付装置
別表2のとおり
- 10 デジタル無線機及び車両運用端末装置 (AVM 装置)
別表3のとおり
- 11 積載品・付属品
別表4のとおり

- 12 支給予定取付け資器材
別表5のとおり

第10 車体の構造

- 1 本車両は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 2 本車両は、堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、強度を損なうことなく軽量化を図るとともに使用取扱い上の安全性及び操作性並びに点検及び修理の維持管理を十分考慮したものとすること。
- 3 使用する材料は、全て新規製品、日本工業規格及び国の補助対象規格（「国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成16年3月30日総務省告示第281号）」並びに「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防第49号）」）等に基づいて精選された耐久性に富むものを使用すること。

第11 ぎ装等

- 1 車両関係
 - (1) 車体は全有蓋で密閉式構造であること。
 - (2) 乗車定員は7名以上とし、乗車人員の乗降時における安全確保に必要な座席を設けること。
 - (3) 乗車人員の走行時における安全の確保に必要なシートベルトを設けること。
 - (4) 車体後部はストレッチャーによる傷病者搬入が容易に行える構造とすること。
 - (5) 緩衝装置は資器材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
 - (6) 十分な冷暖房機能を有すること。
 - (7) ヘッドライトのロービームは高輝度のランプを装備すること。
- 2 ぎ装、取付け品及び付属品
 - (1) 車両前部に消防章を取付けること。
 - (2) 助手席用に車外及び車内の補助ミラーを設けること。
 - (3) フロントアンダーミラーを設けること。
 - (4) ルーフ前方中央部及びルーフサイド後方両側に赤色警光灯を取付けること。
 - (5) 車両前部に2個及びルーフサイド中央部の両側に1個赤色点滅灯を取付けること。
 - (6) 車両の左右ルーフサイドにフラッシャーランプを取付けること。
 - (7) 路肩灯（スイッチ付）を設けること。
 - (8) 後部ドア下部に担架搬入及び乗降を容易にするため、アルミ製補助ステップを取付け、搬入口にキズ防止及び滑り止め措置を講ずること。構造等については別途指示とする。
 - (9) スモールランプ等に連動することなく、ON/OFFスイッチのみで解除できる後退警報器（ブザー）を取付け、スイッチは運転席付近に設けること。
 - (10) 盗難または誤発進防止装置を取付けること。

- (11) 電子サイレンアンプ（音声合成機能付、拡声装置としても使用可、専用マイク付）を設置すること。取付位置、設定等は別途指示とする。
- (12) 赤色警光灯及び赤色点滅灯スイッチは電子サイレンアンプに組み込むこと。
- (13) 運転席及び助手席付近には、サイレンアンプに内蔵されている音声进行操作するスイッチ（音声合成切替えスイッチ）を設けること。取付位置、設定等は別途指示とする。
- (14) 前席付近には、右左折の音声合成メッセージを無効とするカットスイッチを設けること。詳細は別途指示とする。
- (15) 運転席付近にフレキシブルマイク（スイッチ付）を取付けること。
- (16) 助手席付近にフレキシブルランプ（スイッチ付）を設けること。
- (17) 助手席付近に書類箱を設けること。取付位置、設定等は別途指示とする。
- (18) 電流・電圧計・アワーメーターを設けること。
- (19) バックアイカメラ（ナビゲーション付）を取付けること。
- (20) ドライブレコーダーを取付けること。
- (21) 車両周囲確認装置を設けること（施工不可の場合は除く）。
- (22) 患者室の助手席側の窓ガラスは、下から2/3を曇りガラス若しくは全面スモークガラスとすること。なお、患者室の運転席側に窓ガラスがある場合は、全面曇りガラスまたは、白色フィルムガラスとすること。
- (23) 患者室後部のガラスは下から2/3を曇りガラス若しくは全面スモークガラスとすること。
- (24) サイドステップ、バックステップに昇降用補助ランプを設けること。
- (25) インバーター（正弦波 300W 以上）を取付けること。
- (26) 患者室のベッド周辺（ベッド両側の空間、頭部側の座席との空間、室内高）は、救急業務実施基準第 12 条に定める（資器材を用いた業務の遂行に支障がない）スペースを確保すること。
- (27) 資器材の積載及び固定は、資器材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載及び固定ができるものであること。
- (28) 患者室の業務遂行上の有効な位置に手摺りを設けること。取付位置等は別途指示とする。
- (29) メインストレッチャー（四隅保護付）は、仰臥位傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。
- (30) ストレッチャーを積載する架台には、次の機能を有すること。
 - ア 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。
 - イ 高度救命処置等の実施にあたり、複数の救急隊員がメインストレッチャーの左右から同時に活動できるよう、防振架台が左右にスライドできるものであること。
 - ウ ヘッドパット（脱着式）を設けること。
- (31) ベッドの頭部側に座席（シートベルト付）を設けること。
- (32) 患者室の助手席側に隊員用のハイバックシート（シートベルト付）を設けること。
- (33) 患者室の助手席側後部に補助ベッド機能をもつサイドシート（シートベルト付）を設け、サイドシート下は人工蘇生器等を収納できる構造とすること。
- (34) 患者室の加湿流量計付酸素吸入装置に必要な酸素ボンベ固定装置を設けること。なお、患者室から酸素ボンベのバルブ操作を容易に行える構造とすること。
- (35) 患者室の業務遂行上の有効な位置に、点滴ビン固定装置を2箇所以上設けること。なお、取付個数・位置等の詳細は別途指示とする。

- (36) 患者室に手指消毒器の取付金具（ウェルパス専用）を取付けること。取付位置等については別途指示とする。
- (37) 患者室の運転席側には、業務遂行上の有効な位置に時計（秒まで表示されるもの）を設けること。
- (38) 患者室には、業務遂行上の有効な位置に温湿度計を設けること。
- (39) 患者室の助手席側の窓ガラスにカーテン（手動式）を設けること。
- (40) 患者室の後部の窓ガラスにカーテン（電動式）を設け、運転席付近に操作スイッチを設けること。
- (41) 患者室に室内灯及び患者灯を設け照度調光機能付きとすること。
- (42) 運転席後部に資器材収納庫を設けること。取付位置、個数等の詳細は別途指示とする。
- (43) 患者室に各種の衛生資器材収納庫（施錠装置付収納庫及び大型マスク収納庫を含む）を設けること。なお、取付位置、個数等の詳細は別途指示とする。
- (44) 救急資器材等の積載スペース確保のため、構造上可能な限り収納庫を取付けること。なお、本市が不要と認めた場合はこの限りではない。
- (45) 患者室の業務遂行上の有効な位置に資器材（シーネ等）が収納できる網棚を2箇所以上設けること。なお、取付位置等については別途指示とする。
- (46) 患者室にマスク・チューブ類掛けを設けること。なお、収納箱、吊下げ箱等の取付位置・個数等の詳細は別途指示とする。
- (47) 処置を行う際に隊員を確保するため、固定ベルト用のフックを3箇所以上患者室に設けること。
- (48) 患者室にスクープストレッチャーの収納スペースを設け、固定装置を取付けること。
- (49) 全身固定用ボード（バックボード）の収納スペースを設け、固定装置を取付けること。
- (50) 定置型吸引器用のポンプを取付けること。
- (51) 患者室に換気扇を設けること。
- (52) 患者室に自動式心臓マッサージ器（本市支給品）の収納位置を設けること。なお、当該箇所には必要に応じて、固定ベルト等を設け救命バッグが固定できる施工とすること。
- (53) 本市が積載を予定している次の資器材を、患者室の本市が指定する位置に取付けられるようにすること。なお、患者室で作業する隊員が、患者の頭部付近で作業する事が少なくなるような配置とすること。
- ア 電動吸引器
 - イ 自動体外式除細動器
 - ウ 心電図モニター
 - エ 酸素吸入装置
 - オ 定置型吸引器
 - カ 人工呼吸器
 - キ スクープストレッチャー
- (54) 本市が指定する位置にフックを3箇所設けること。

3 電装関係

- (1) バッテリー容量は、走行時、特殊装備品の使用時及び救急医療資器材の使用時を考慮し、消費電力一覧に基づく必要な電気容量を確保すること。
- (2) 車内の乗降等に支障のない位置にバッテリー管理器を取付け、充電器用の外部入力 (AC100V) はマグネットタイプとすること。
- (3) 患者室に電源を必要とする資器材を満たす数以上の AC100V 出力コンセント及び DC12V 出力シガーライターソケットを設けること。取付位置・個数等の詳細は別途指示とする。
- (4) 外部電源供給時 (AC100V) に、車内に設置した蛍光灯類の使用及び救急医療資器材の使用並びに充電ができるよう電源自動切換え装置 (AC100V・DC12V) を設けること。
- (5) 外部電源供給時にエンジンスターターが作動しない構造とし、表示ランプ及び表示プレート (外部電源通電中) を取付けること。

4 無線機

無線機は、納車後に無線機の取付工事を本市が実施するため、次のとおり行うこと。なお、無線機の仕様、アンテナの種類、各ケーブルの線種等の詳細は別途指示する。

- (1) 無線機用のアンテナを新たに用意し、ルーフ上部の送受信に支障のない位置 (ダイバーシティー方式のため、2本を 1.2m 以上離して設置) に取付けること。なお、取付け部は患者室から容易に点検できる構造とすること。取付位置については本市担当者と協議すること。
- (2) アンテナ基部周囲は、防水用のクリアシーリング処理を施すこと。
- (3) 無線機用アンテナケーブルを各アンテナ取付位置から空中線共用器の取付位置まで配線すること。なお、無線機取付位置とアンテナ共用器取付位置が隣接しない場合、無線機取付位置付近とアンテナ共用器取付位置付近に同軸ケーブルを更に 3 本配線すること。
- (4) 無線機の仕様に合わせ、無線機及び空中線共用器の取付位置 (以下、無線機取付位置) を確保し、無線機取付位置には取付けブラケット用の架台を設けること。なお、無線機取付位置については別途協議とする。
- (5) 上記の無線機取付位置は、前席から無線機表示部が容易に視認できる位置とし、取付位置の確保が困難な場合、前席から視認が容易な位置に無線機分離制御器を設置できるように取付位置を確保すること。なお、その場合は無線機本体と分離制御器を接続する専用ケーブルを用意し配線すること。
- (6) 無線機用電源ケーブルは、無線機取付位置付近に端子台を設けてバッテリーから常時電源及び ACC 連動電源を配線すること。なお、安定した電圧を供給できる線径とすること。また、端子台から無線機までは、設置する無線機専用の電源ケーブルを用意すること。
- (7) 無線機電源用キースイッチを取り付けること。取り付けるキースイッチには、電源線 (VCTF2C×0.75sq) を「無線機取付位置からキースイッチ取付位置まで」配線すること。なお、キースイッチ取付位置は別途指示する。なお、キースイッチについては、受注者が準備すること。結線の線色等は別途指示する。
- (8) 無線機送受信器及び送受信器用ハンガーを新たに用意し、取付位置を前席付近及び患者室内の乗降車及び走行時に支障のない位置に確保すること。取付位置等は別途指示する。
- (9) 無線機送受信器用ケーブル (MVVS 6C×0.3sq) を「無線機取付位置から前席通話装置付近まで」、「無線機取付位置付近から患者室内通話装置付近まで」配線すること。

- (10) 無線用スピーカー（定格入力 5W 以上、定格インピーダンス 8Ω、ON/OFF スイッチ付）を運転室上部付近及び患者室上部付近の乗降車及び走行時に支障のない位置に埋め込み式で設置し、ケーブルを無線機取付位置から配線すること。詳細は別途指示する。
- (11) 各ケーブルは室内に露出しないよう内張り配線とし、内張り内でケーブルのばたつき音が生じる恐れがある場合は、フレキシブルチューブ配管などで必要な処理をすること。
- (12) 各ケーブル類は余裕を持たせた長さとする。なお、余長の長さについては本市担当者と協議すること。
- (13) 各配線の端末は、線種を明記すること。

5 車両運用端末装置（AVM 装置）

車両運用端末装置の配線等については、納車後に本市所有の AVM 装置の取付工事を本市が実施するため、受注者がアンテナ等を新たに用意し、次のとおり施工すること。なお、詳細は別途指示する。

- (1) 指定する GPS アンテナをルーフ上に取付け、GPS アンテナの設置部周辺及び配線接続部分に耐熱防水（車両外装用シリコン・シーラント）処理を実施し、車両インターフェースユニットの取付位置まで配線をする。ルーフ上への取付けを最優先とするが、困難な場合のみ本市と協議の上、ダッシュボードの助手席側で運転視界の妨げにならない場所、かつエアコン吹き出し口付近を避け、極力水平の位置で金属製 GPS アンテナ用アースプレートを貼付した上に取付け、車両インターフェースユニットの取付位置まで、車両の伝送系ノイズの影響を極力受けないルートを検討して最短距離で配線すること。GPS アンテナ末端の専用コネクタ側に全ての余長をまとめること。
- (2) 指定する FOMA アンテナをルーフ上に取付け、耐熱防水（車両外装用シリコン・シーラント）処理を実施し、モニタユニット取付予定位置付近まで配線すること。ルーフ上の取り付けが困難な場合のみ本市と協議の上、ダッシュボードの助手席側で運転視界の妨げにならない場所、かつエアコン吹き出し口付近を避け、FOMA アンテナを立てることが可能な位置に取付け、モニタユニット付近まで最短距離で配線すること。FOMA アンテナ末端の専用コネクタ側に全ての余長をまとめること。
- (3) FOMA アンテナ及び GPS アンテナの取付位置は、無線用アンテナから概ね 50cm 以上離すこと。また、運転の安全を妨げることのない、かつ金属突起部等から極力離れた位置に設置すること。
- (4) FOMA アンテナ及び GPS アンテナ設置位置からの車外配線を行う場合は、車両進行方向と逆側に配線し、車内の配線については、無線用同軸ケーブルと同じ経路で通線しないこと。配線は最短距離で行ない、配線を保護する方法と外部から浸水しない処置をすること。
- (5) 液晶ディスプレイの取付架台を運転に支障がなく、かつ助手席からの操作が容易な位置に設けること。取付架台は可能な限り液晶ディスプレイの設置位置を前後に変更できるよう幅を設けるようにすること。固定方法と位置については別途協議する。液晶ディスプレイ等重量は約 5 kg であり、取付架台の強度を十分確保するため、鉄板強度を高めた構造とし、ボルト及びダブルナット固定とすること。
- (6) 運転席の座席後部に AVM 装置関連機器（車両インターフェースユニット、メンテナンスユニット（カバー含む）、モニタユニット、ネジ式ターミナル端子）の設置場所を確保し、車両インターフェースユニットの設置位置周辺には、ネジ式ターミナル端子台カバー及び接続配線部分

- を覆う金属加工の小型カバー設置すること。カバー形状と設置位置については別途協議する。
- (7) ネジ式ターミナル端子台には、上から順番にバッテリーからダイレクト配線の+端子、アクセサリ(ACC)、イグニッション(IGN)、SPEED信号(車速信号)、BACK信号、アース(ボデー)、バッテリーからダイレクト配線の-端子で配線すること。各配線及び端子台には、線種が分かるようタグを取付けること。ネジ式ターミナル端子台及び金属加工の小型カバーは、納車時に完全固定しないこと。
 - (8) バッテリーの電源配線については、バッテリー付近にブレードヒューズBOXと10Aのブレードヒューズを取付け、ネジ式ターミナル端子台まで直接配線し、他と配線を共用しないこと。ブレードヒューズBOXには、タグを貼付すること。車両バッテリー交換時に、この配線が車両内で干渉しないよう考慮して配線すること。
 - (9) AVM装置関連機器の設置位置に、資器材等を積載する恐れのある構造の場合は、関連機器を保護するための措置をすること。
 - (10) 配線端末には線種を明記したタグを貼付すること。

6 救急医療支援システム

納車後に救急医療支援システムの機器一式の取付工事を、株式会社横須賀テレコムリサーチパーク YRP ユビキタス・ネットワークング研究所が実施するため、受注者は次のとおり行うこと。なお、無線などのメンテナンスハッチと共用として、パネル入替方式も可とし、想定するカメラのサイズはφ110mm～φ210mmとする。その他詳細にあつては別途指示する。

- (1) 患者室内にサイズ175×250×75mm(横縦置き、長側面にコネクタ)または150×250×100mm(平置き短側面にコネクタ)の電源ユニットを収容するスペースを設けること。
- (2) 患者室内の天井にカメラを取付けるため、台座(約200×200mm)の四方を留める固定穴を用意すること。位置は後部右上(ベットが無い側)及び前部天井面(支持バーの間辺り)とし、詳細は別途指示する。固定穴への取付けはM4またはM5のネジとする、固定穴は台座(200mm四方)の角から内側へ各々10mmの位置・180×180mmの正方形を為す位置とする。

7 塗装及び記入文字

- (1) 本車両の外観塗装全般は、標準の救急車塗装(白色、ホイール部分を除く)とし、車体周囲を赤線若しくは本市指定色入りとすること。詳細は別途協議とする。
- (2) 各スイッチ部には、表示プレートを取付けること。
- (3) 本車両の記入文字
 - ア 文字は丸ゴシック体で全て左から右への横書きとする。
 - イ 記載している文字の位置・大きさを基準とし、バランスよく表示すること。また、車両の形状に応じて協議の上、調整を可能とする。詳細については別途指示とする。
 - ウ 車両側面及びバックドアには再帰性に富んだ反射材を備えること。
 - エ 記入文字等の変更または不要となった場合は、速やかに受注者へ通知する。

第12 補 足

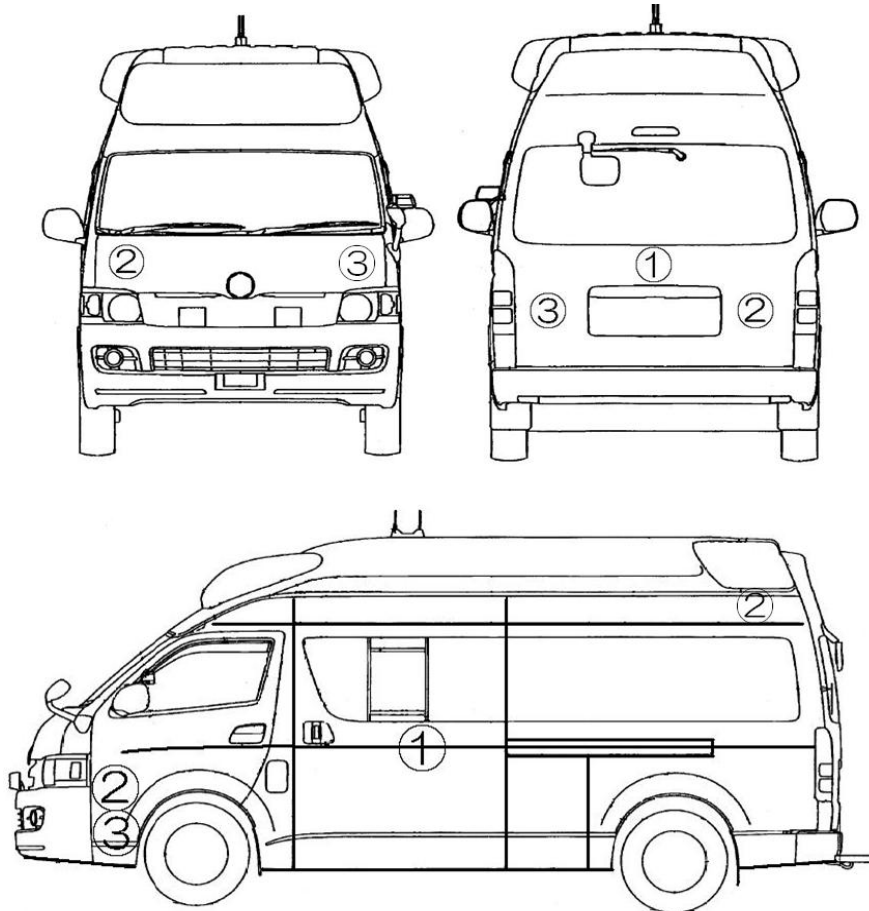
- 1 車両の取付け品等において同等以上の性能を有するものを備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。また、資器材は最新の物とし、変更がある場合は当市担当者へ連絡すること。
- 2 当市が指定する資器材には専用の収納ケースを設けること。

※上記の1及び2については、原則、仕様書の適用欄に示したとおりとする。ただし、契約後において、仕様書で定めた物品と同等以上の性能、操作性及び安全性を有することを証明できる内容の資料提出があり、本市が認めた場合は同等品とみなす。

- 3 別表1から別表4までの資器材には、「三春町 526」、「三浦 528」と明記すること。また、各収納ケースには、資器材名称及び「横須賀消防」と明記すること。その他、詳細は別途協議とする。
- 4 車両登録番号は、次のとおりとする。
 - (1) 三春町救急車は「526」とすること。
 - (2) 三浦救急車は「528」とすること。

【文字記入位置イメージ図】

※ 添付している「文字記入位置」は、記入位置を参考にするものであり、車両、資器材等を限定するものではない。



記入文字	記入位置	色別	1文字の大きさ 縦 (mm) ×横 (mm)
横須賀市消防局	①	青色 マンセル値 2.5PB3.5/10 又は近似色 参考色：タックペイント・マーキング フィルム TP660 (コバルトブルー)	110×110
三春町、三浦	②		80×80
車両番号 (526、528)	③		80×60
補助金等充当先 (別途指示)		別途指示	
スターオブライフ ステッカー		別途指示	
横須賀消防 イラスト		別途指示	

別表 1

装備品

番号	品名	適用	数量
1	デュアルエアコン	純正品	1 式
2	パワーステアリング	純正品	1 式
3	パワーウィンド	純正品	1 式
4	デュアルエアバック	純正品	1 式
5	集中ドアロック	純正品	1 式
6	ETC	セットアップも含む	1 式
7	ヘッドライト	適応品(ロービームはLED もしくはキセノン)予備球×2 個付属	1 式
8	フォグランプ	純正品	1 式
9	電動格納ミラー	純正品	1 式
10	時計	適応品	1 式
11	ラジオ	AM・FM	1 式
12	サイドバイザー	適応品	1 式
13	フロアマット	ゴム製	1 式
14	泥除け	適応品	1 式
15	本車両鍵	標準装備分を含め、リモコンタイプ 3 本 及び標準タイプ 2 本	1 式
16	スタッドレスタイヤ	ホイール付(塗装なし)	4 本
17	ブースターケーブル	本車両対応品	1 式
18	タイヤチェーン	本車両対応品(救急車専用・ゴム製)	1 式
19	車輪止	ゴム製 2 個	1 式
20	カーテン	予備カーテン(純正品)	1 式

別表 2

ぎ装、取付け品及び取付装置

番号	品名	適用	数量
1	消防章		1 式
2	補助ミラー	助手席側の車内及び車外	1 式
3	フロントアンダーミラー		1 式
4	赤色警光灯		1 式
5	赤色点滅灯	広角高輝度 LED	1 式
6	サイドフラッシャー ランプ		1 式
7	路肩灯	スイッチ付	1 式
8	補助ステップ	後部ドア下部、アルミ製	1 式
9	後退警報器 (ブザー音)	解除スイッチ付	1 式
10	盗難または 誤発進防止装置	スイッチ付	1 式
11	電子サイレンアンプ	音声合成装置内蔵 (音声の種類については別途協議)、ハーモニックサウンド、フェードイン・アウト機能、女性声、専用マイク付	1 式
12	音声合成切換えスイッチ		1 式
13	右左折カットスイッチ	前席付近	1 式
14	フレキシブルマイク	運転席付近 (スイッチ付)	1 式
15	フレキシブルランプ	助手席付近	1 式
16	書類箱	助手席付近	1 式
17	電流・電圧計 アワーメーター		1 式
18	バックアイカメラ	ナビゲーション付	1 式
19	車両周囲確認装置	(施工不可の場合は除く)	1 式
20	ドライブレコーダー	(株)ユピテル製 BU-DRHD431 (納車時最新式)	1 式
21	曇りガラス等		1 式

22	昇降用補助ランプ		1 式
23	インバーター	正弦波 300W 以上（上部床面保護付）	1 式
24	手摺り	業務上有効な位置	1 式
25	メインストレッチャー	ファーノ モデル 4080-S/4155(オキシクリップ、枕、ドーナツ枕、IV ポール、サイドアームプレートを含む) 4 隅保護処理	1 式
26	ストレッチャー積載架台		1 式
27	頭部側座席	シートベルト付	1 式
28	ハイバックシート	シートベルト付	1 式
29	サイドシート	補助ベッド機能、シートベルト付	1 式
30	酸素ボンベ固定装置	アルミ製 9.44 リットルボンベ 2 本用	1 式
31	点滴ビン固定装置	2 箇所以上	1 式
32	手指消毒器取付金具	ウェルパス専用(消毒液なし)	1 式
33	時計	秒まで表示	1 式
34	温湿度計		1 式
35	カーテン	患者室左側(手動)	1 式
		患者室後部(電動)	1 式
36	室内灯・患者灯	照度調光機能付 (LED)	1 式
37	資器材収納庫	運転席後部	1 式
38	衛生資器材収納庫	施錠装置付収納庫及び大型マスク収納庫を含む。個数及び位置については別途協議	1 式
39	網棚	2 箇所以上	1 式
40	マスク・チューブ類掛け		1 式
41	隊員確保用フック		1 式
42	スクープストレッチャー 収納・固定装置		1 式
43	全身固定用ボード 収納・固定装置		1 式

44	定置型吸引器用ポンプ		1 式
45	換気扇		1 式
46	自動式心マッサージ器収納		1 式
47	支給予定資器材取り付け	別表 4 のとおり	1 式
48	バッテリー管理器	SA-12PX(七宝電子製)	1 式
49	AC100V 出力コンセント		1 式
50	DC12V 出力シガーライターソケット		1 式
51	電源自動切換え装置	AC100V・DC12V	1 式
52	エンジンスターター OFF 機能		1 式
53	救急医療支援システムの機器一式取付け事前工事		1 式
54	塗装、文字記入等		1 式

別表 3

デジタル無線機及び車両運用端末装置（AVM 装置）

番号	品名		適用	数量
1	消防救急デジタル無線用アンテナ	無線用アンテナ	260MHz 帯消防救急デジタル無線用受信アンテナ 1/4 波長または 1/2 波長（フレキシブル）	2 本
2		アンテナ取付金具	アンテナに適合した取付金具	2 個
3		同軸ケーブル （コネクタ付）	5D-2V	1 式
4		無線機用電源ケーブル	本市指定	1 式
5		無線機送受話器	本市指定	2 個
6		送受話器用ブラケット	本市指定	2 個
7		無線用スピーカー （車内）	本市指定	2 個
8		キースイッチ	タキゲン S-〇〇-90-EF-1 ※〇〇は、鍵番号のため別途指示	1 式
9		電装機器類	仕様書本文中で記述したケーブル・端子台・スイッチ・リレー等	1 式
10	車両運用端末装置 （AVM 装置）	GPS アンテナ	本市指定	1 本
11		FOMA アンテナ	本市指定	1 本
12		端子台カバー	本市指定	1 式
13		車両運用端末装置用電源ケーブル	本市指定	1 式
14		プレートフュースボックス （10A）	本市指定	1 式
15		タグ取付け	本市指定	1 式
16	無線・AVM 取付架台等		指定品対応	1 式

別表 4

積載品・付属品

番号	品名	適用	数量
1	レスキューツール	バール・斧・シートベルトカッター・ガラスカッター各 1 本、専用取付装置、専用収納袋	1 式
2	可搬式オゾン発生器	専用アダプター等含む	1 式
3	ホワイトボード	マグネットタイプ (A3)	2 式
4	充電式ライト	ファイヤーバルカン LED (専用充電器等含む)	1 式
5	自動車電話	携帯電話(買い増し)、車載キット(DC アダプター× 2 個、AC アダプター× 2 個、携帯電話ホルダー× 2 個、イヤホン× 2 個)	1 式
6	自動車用消火器	薬剤量 1.8kg 以上	1 式
7	補修用塗料	本車両塗装色	1 式
8	フック	本市指定 3 箇所	1 式
9	床保護処置	スノコ板等	1 式

別表 5

支給予定取付け資器材

番号	品名	適用	数量
1	電動吸引器	パワーミニック VL-60	1 式
2	自動体外式除細動器	TEC-2603 (標準装備品含む)	1 式
3	心電図モニター	救急モニター BSM-3562	1 式
4	酸素吸入装置	OXFDX-NSY 4 型 (9.4 リットル アルミボンベ等も含む)	1 式
5	定置型吸引器	WS-1400 ※PSP-80 については受注者負担	1 式
6	人工呼吸器	メデュマット人工呼吸器 ステーションセット (2 リットルアルミボンベ含む)	1 式
7	スクープストレッチャー	ファーノ モデル 65EXL ピン付タイプ ヘッドイモビライザー(モデル 445-S)付	1 式

- ※1 上記資器材の機種については、本市が別途契約する高規格救急自動車積載資器材の契約後、速やかに車両受注者へ通知する。
- ※2 支給予定取付資器材の取付けは、本市が別途契約する高規格救急自動車積載資器材受注者が実施するものとし、車両受注者はこの資器材を取付ける際に立会いをすること。取付け日等は別途指示する。
- ※3 支給予定取付資器材は納入直前に当該車両に積載し、医療用資器材販売業者が同行した上で、当該車両と資器材を一括して納入すること。